

令和8年9月定例会 一般質問

質問日 9月30日(水)5番 質問者 木下 昌久議員

大阪維新の会、大阪府議会議員団の木下 昌久です。

それでは、通告に従い順次質問させていただきます。



1. 障がい者差別解消条例による取組の現状について

障がい者差別解消条例による取組の現状について伺います。

私は、今任期の多くを健康福祉常任委員会に所属し、その中で障がい分野に関する議論や現場視察、万博会場での取組等を通して、障がいのある方が、希望する暮らしを実現し、その力を発揮できる共生社会を築いていくことが重要であると改めて認識したところです。

また、私自身、発達に特性のあるお子さん達と関わる中で、当初はコミュニケーションの難しさを
感じる事があったが、「発達障がい」について学び、その子達への理解が深まることで、接し方や
伝え方に様々な気づきを得ることができました。この経験から、障がいのある方を、取り巻く課題の
解決には、制度や環境整備はもとより、一人ひとりの障がい理解を深めることが重要であると強く感
じています。

そこで、大阪府障がい者差別解消条例の運用状況について伺います。

平成 25 年に公布された障害者差別解消法では、紛争事案等に対する相談や解決の仕組みが明
確に規定されていなかったため、平成 28 年 4 月の法施行を前に、平成 27 年 9 月議会の、わが
会派の代表質問において、障がいの ある方と事業者が相談し、話し合いにより解決できる仕組み
が必要であると指摘しました。

この議論を踏まえ、府では障がい者差別解消条例を制定し、法と同時に施行されたところです。

府の条例では、市町村の相談窓口への支援や、当事者からの相談にも対応する広域支援相談
員の配置、紛争事案の解決に向けたあっせんを行う仕組み等を規定しています。

法や条例の施行以降、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供が差別に当たるとの認識が
浸透してきている、とともに、多くの障がい者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという
観点から、施設のバリアフリー化やコミュニケーションを支援するサービスの提供をはじめ、環境整
備の重要性についての認識も深まっています。

しかしながら、当事者側からは、賃貸住宅の入居拒否や、スマートフォンを利用したサービスにおいて、視覚障がい者が求める口頭での対応等が断られるケースなど、社会生活の中で今なお障壁に直面する声があり、事業者側からも「合理的配慮として具体的に何をすればよいのかわからない」といった声を聞き及んでいます。

こうした声が今なお、ある中で、条例施行から 10 年を経て、府には相談対応やあっせん等を通じて、多くの事例や知見が蓄積されているものと考えます。

障がい者差別の解消を一層進め、障がいのある方が希望する暮らしを実現していくためには、こうした知見を活かしながら、障がい理解を深めるとともに、合理的配慮が社会全体に定着していくことが重要であると考えます。

そこで、府ではこれまで障がい者差別の解消にどのように取り組んできたのか。

また、蓄積した知見を今後どのように活かしていくのか、福祉部長に伺う。

金森福祉部長答弁

- 府では、障がい者差別の解消に向け、障がい理解を深めることと、紛争解決に向けた相互理解が重要であるとの考えのもと、啓発活動と相談体制の整備を両輪として取り組んできた。
- 啓発活動については、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が望ましいのかといった考え方や事例を示したガイドライン等を作成し、法の趣旨の普及や障がい理解の促進に取り組んでいる。
- また、相談体制については、広域支援相談員が市町村の相談窓口と連携して、当事者間の建設的な対話を促し、相互理解による問題解決につながるよう対応している。条例施行以降、相談事案は約 1,600 件、延べ対応件数は 1 万 2 千回を超え、多くの知見が蓄積されている。

- 今後とも、府は、相談事例の分析結果や蓄積した知見を活用し、啓発活動や相談体制の充実を図ることで、障がい理解と合理的配慮の浸透を進め、差別解消が一層促進されるよう取り組んでまいります。

（意見要望）

条例施行から 10 年、ご答弁からも 1 万 2 千回を超える相談対応を通じて、府には当事者と事業者、双方が抱える課題が蓄積されています。相談の現場で得られた知見を、障がい理解や合理的配慮のあり方、さらには社会の仕組みにまで反映させていただくことを要望します。

2. 障がい者の文化芸術の推進について

次に、障がい者の文化芸術の推進について伺います。

障がいのある子ども達と接する中で、特に印象に残っているのが、子ども達が描く絵です。

「何を描いているの?」と聞くと、その子なりの世界がしっかりとあり、鮮やかな色使いや

自由な発想から生まれる表現そのものに、強く惹かれるものがありました。

こうした経験をきっかけに、障がいのある方の文化芸術活動に関心を持つようになり、

これまで私自身、様々な機会を通じて、その作品や活動に触れてきました。

去年は、大阪・関西万博で開催された「アートを社会で活かす」や、梅田のルクア・イーレで開催された「about me 9 ～“わたし”を知って～」など、障がい者のアート作品展を訪れる機会に恵まれました。

令和7年度 障がい者文化芸術の取組例



大阪・関西万博 展覧会
Art to Live「アートを社会で活かす」
令和7年7月26日～27日



展覧会 about me 9 ～“わたし”を知って～
令和7年11月28日～12月3日

1

実際に作品を鑑賞し、一人ひとり異なる感性や表現の豊かさに改めて驚かされるとともに、こうした発表の場を持つことが、本人の自信にもつながっていると感じました。

また、作品がグラフィックやファッション、飲食、インテリアなど様々な分野とコラボレーションし、福祉の枠を超えて社会とつながり、障がい者の文化芸術が新たな価値を生み出していることにも、大変興味を持ちました。

近年、様々な場所で障がい者の文化芸術活動が展開され、ニーズも高まってきていると感じるが、障がいのある方が文化芸術に主体的に関わることができる環境が継続的に整備されていくことが重要であり、そのためにも、府が第5次障がい者計画に位置付けている文化芸術活動の推進に、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

そこで、障がいのある方が文化芸術に主体的に関わることができる環境づくりに向け、府ではどのような取組を進めているのか、福祉部長にお伺いします。

金森福祉部長

- 府では、障がい者が文化芸術を通じて自己表現し、その持てる力や可能性を発揮できるよう、活動機会の創出や人材育成、関係団体との連携などに取り組んでいる。
- これまで、アート作品展の開催や作品販売の支援、文化芸術活動を行う団体への助言、伴走支援者の育成などを通じて、障がい者が創作活動を継続し、その成果を発表できる環境の充実を図ってきた。
- 今年度からは、大阪・関西万博で示された生成AIやARグラス等の先端技術を応用し、障がい者の芸術鑑賞環境の向上を図る「ボーダレスアート鑑賞モデル創出事業」にも取り組んでいる。
- 今後とも、障がい者が文化芸術に親しみ、創作活動や芸術鑑賞に主体的に関わることができる環境づくりに、しっかりと取り組んでまいります。

(意見・要望)

障がいのある方が、支援される側としてだけではなく、その作品や表現を通じて、社会に新しい価値を生み出す存在にもなる。私は、そこに大きな可能性を感じています。

万博を契機に、その価値を大阪から世界へつなぎ、作品が評価され、新たな活躍につながる道筋をつくることも、万博のレガシーだと思います。ぜひ、福祉の枠を超えた取組につなげていただくことを要望します。

3. 第5次大阪府障がい者計画の達成状況について

次に、先ほどの「文化芸術の推進」についての質問でも触れた第5次大阪府障がい者計画の達成状況についてお伺いします。

大阪府障がい者計画は、障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画であり、

施策の基本的理念や基本事項を定める障害者基本法に位置付けられる都道府県計画である。

障害者基本法は、15 年前に障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として改正され、

障がい者の権利の主体であることが明確にされました。

大阪府では、こうした点を踏まえ、障がいのあるなしに関わらず、ともに生きる社会の実現等を基本的な視点として掲げ、特に重点的に取り組むべき課題を最重点施策として、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行」「就労支援の強化」「専門性の高い分野への支援」の3分野を中心に施策を推進してきました。

これら最重点施策は概ね順調に進捗しているとお聞きしており、地域移行についても、

人口比における施設入所者数は全国で3番目に少なく、また、地域生活の重要な基盤となるグループホームの利用者数も全国4位と成果を上げていると聞き及んでいます。

一方で、入所施設等から地域生活への移行は、単に退所者の数を増やすことではなく、丁寧に本人の意向を確認し、本人が自ら選んだ住まいで、本人らしい暮らしができるかどうか、重要ではないかと考えるが、第5次計画を進めていく中、府としてどのように認識しているのか。

福祉部長にお伺いします。

金森福祉部長

- 障がいのある方の住まいの場の選択にあたっては、本人の最善の利益の観点から進められてきたが、その判断にあたっては、本人の意向が十分に反映されていることが欠かせない。
- 一方、長期に施設入所している方々の中には、施設以外で生活する経験に乏しく、地域での多様な暮らしを思い描くこと自体が難しい方もおられる。
- このため、住まいの場をはじめとする将来に関わる選択については、より丁寧な情報提供や段階的な経験の機会が求められる。また、本人の意向を反映した意思決定につなげるためには、大きな選択の基盤となる日々の小さな選択の積み重ねが大切であるが、必ずしも十分には行われていない実態もあると聞いている。

4. 第6次大阪府障がい者計画の策定について

ただいま、現行の第5次計画について、意思決定支援の重要性という観点から認識をお伺いしました。そうした観点も踏まえて、次期計画となる第6次計画についてお伺いします。

大阪府では、次期計画の策定に向けて、昨年度、障がい当事者やその家族、地域団体の関係者、市町村等で構成する大阪府障がい者施策推進協議会において、計画策定の方向性等について検討が重ねられました。その結果、本年6月に取りまとめられた意見具申においては、障がいのある方を中心とした施策展開の重要性が示されています。

次期計画の期間は令和9年度から14年度までの6年間を予定しており、今後の大阪府の障がい者施策の方向性を示す重要な計画となります。

障がいのある方や家族の高齢化、支援ニーズの多様化・複雑化も進む中、6年後のめざすべき姿を描き、その実現に向けた施策を着実に進めていくことが必要だと考えます。

そこで、障がいのある方が、地域で自分らしく暮らし、社会のあらゆる活動に自ら参加できるよう、どのように計画を策定し、施策を展開していくのか、福祉部長にお伺いします。

金森福祉部長

- 第6次大阪府障がい者計画については、障がい当事者をはじめ関係者の意見をもとに取りまとめられた意見具申の内容も踏まえながら、計画の具体化に向けた検討を進めていく。
- その際の基本的な考え方としては、障がい者の尊厳と権利の保持を基礎として、障がい者が必要な支援を受けながら、自らの意思に基づいて選択し、社会のあらゆる活動に参加する主体であると捉えることが重要である。
- また、障がい者を取り巻く環境が多様化・複雑化する中にあるのは、一人ひとりの状況やニーズに応じた支援を行いながら、自分らしく安全・安心に暮らすことのできる共生社会の実現をめざしていく必要があると考えている。
- 今後、障がい者一人ひとりの意思や希望が尊重される施策の方向性を計画に反映するとともに、市町村をはじめ関係機関等と連携し、障がい者施策の推進に取り組んでまいります。

（意見・要望）

高齢化が進み、家族のあり方や暮らし方も変わる中、福祉課題は多様化、複雑化しています。

これまで、その時々課題に応じて制度を整え、支援の幅を広げてきました。

しかし、制度を細分化し、積み重ねるほど、新たな狭間が生まれ、支援からこぼれ落ちる人がいるという現実もあります。

福祉予算についても、増えたことだけをもって、福祉が充実したとは言えません。

義務的な経費が増えれば、予算全体が膨らんでも、地域が必要とする政策に振り向けられる財源まで増えるわけではありません。

さらに、福祉サービスの多くは公定価格です。物価や人件費が上昇しても価格に転嫁できず、事業所の経営を圧迫しています。この構造を変える責任は国にあります。

しかし、制度改革を待つ間に事業所が立ち行かなくなれば、そこで支えられてきた方々の暮らしの基盤まで失われます。国の制度だからと、その動きを待つだけでは現場が持たない。

そうした現実には、大阪府としてどう向き合うのかも問われるのではないかと考えます。

今日の４問に共通するもの、この問題意識です。

制度や事業を整えることが、福祉のゴールではありません。問われるのは、それによって一人ひとりの暮らしがどう変わったのかです。障がいのある方を支援の対象としてだけではなく、社会に価値を生み出す主体として捉え、制度を起点とするのではなく、暮らしの実情から必要な支援を考える。これからの福祉には、そうした視点も必要だと考えます。

そして、全国一律の制度だけで、地域の課題すべてに 대응することには限界があります。

国が担うべきことは国が担い、地域のことは地域が自ら判断し、責任を持って実行する。

そのために必要な権限と財源も地方に移していく。副首都を目指す大阪だからこそ、国と地方の役割分担を問い直し、地方が自ら政策を選択し、実行できる国のかたちを、具体的な政策を通じて大阪からつくっていく。そうした視点を、これからの大阪の福祉政策にも反映していただきたいと思います。

これから策定される第6次大阪府障がい者計画は、今後6年間の障がい者施策の方向性を示す重要な計画です。これまでの取組を土台としながらも、その延長線上にとどまることなく、これからの大阪に必要な障がい者施策とは何かを明確に示す計画となることを期待を申し上げます。



私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。